



要 望 書 (回答)

N P O 法人アサザ基金

代表理事 飯島 博 様

平成 20 年 4 月 15 日

霞ヶ浦河川事務所

事務所長 望月 美知秋



4 月 3 日付け標記の要望書につきまして回答をさせて頂きます。

【要望 1】

土浦市で行われている「土浦市湖岸域における砂浜整備に関する勉強会」につきましては、当事務所でも参加させて頂いているところであります。

これまで行政機関を中心とした勉強会でしたが、今後はオープンな議論の場の設定を検討していくとの話を市の方から聞いております。

【要望 2】

ご承知の通り当事務所では、霞ヶ浦について広く意見を交換する場として、「霞ヶ浦意見交換会」や「霞ヶ浦ふれあい巡視」等を毎年開催しており、その場において、広く関係者が懇談し議論をして頂くとともに、幅広い視点からのご提案も頂き、今後の霞ヶ浦の管理に対して有意義に活用してまいりたいと考えております。

先日の「霞ヶ浦意見交換会」におきましては、「土浦・鹿嶋記者クラブへの投げ込み：平成 20 年 3 月 17 日」「事務所ホームページの掲載：平成 20 年 3 月 17 日」の他、新たに「潮来・土浦駅前に設置された河川情報板での周知：平成 20 年 3 月 18 日」を行っております。今後は、関係する市町村の広報に掲載する方向も含め、より多くの住民の方々に周知を図って行きたいと考えております。

【要望3】

石田地区は、ヨシの植生の前面に波浪対策としても効果のある砂浜を造成したもので、工事中に無くなつたヨシ原の部分は、植え付けにより復元しています。また、植生が生えることにより、波浪対策に寄与しています。

なお、人工砂浜の造成・維持管理については、今後、要望元である市町村と調整を進めていく所存です。

【要望4】

土浦ビオパークにつきましては、霞ヶ浦の水質浄化を目的として土浦市に設置されている「市民参加型浄化施設（土浦ビオパーク）」です。

この施設を活用し、水質浄化啓発活動の一環として流域住民の方々を対象に、流域と一体となつた地域に根ざした水質浄化の啓発活動を展開していくことはとても重要なことと考えております。

今後は、予算も少なくなつてきてることから、施設の活用方法について市民の皆さんのお意見を聞きながら、再検討してまいります。

【要望5】

全国的に工事や業務の発注手続きについて、競争性・透明性を確保する事が必要とされてきております。そのような流れを受け、平成19年度より、競争性・透明性の確保から企画競争方式での請負契約としています。

これにより契約書、契約図書（数量総括表、特記仕様書）に基づき、報告書（成果品）を確認・検査するものです。

【要望6】

「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会」によってまとめられた中間報告によると、緊急植生対策を実施している箇所では、「場の安定」「沈水を除く植生の種の回復」「植生面積の増加」等の評価を受けております。今後も、引き続きモニタリングを続け、評価・検討を継続していきます。

【要望7】

底質については、消波施設と水際線の間で大きい変化はみられず、消波施設のタイプの違いによる大きな傾向の差はみられませんでした。また、水質についても、消波施設の沖側・岸側でほとんど差はみられませんでした。したがって、底質・水質ともに、消波施設のタイプの違いによる傾向の差は少ないものと考えられます。

今後は、現地の波浪状況や水位変動等を鑑み、現地の特性に応じた消波工の構造を検討していきたいと考えております。